

京都市告示第 75 号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和5年4月24日

京都市長 門 川 大 作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町18番2の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じている土地

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町18番1の一部、18番2の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の2の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第 2 6 0 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 2 4 日付け京都市告示第 7 5 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除し、同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、同区域を次のとおり指定します。

令和 8 年 7 月 2 9 日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定に基づき指定を一部解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町 1 8 番 1 の一部、1 8 番 2 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町 1 8 番 1 の一部、1 8 番 2 の一部

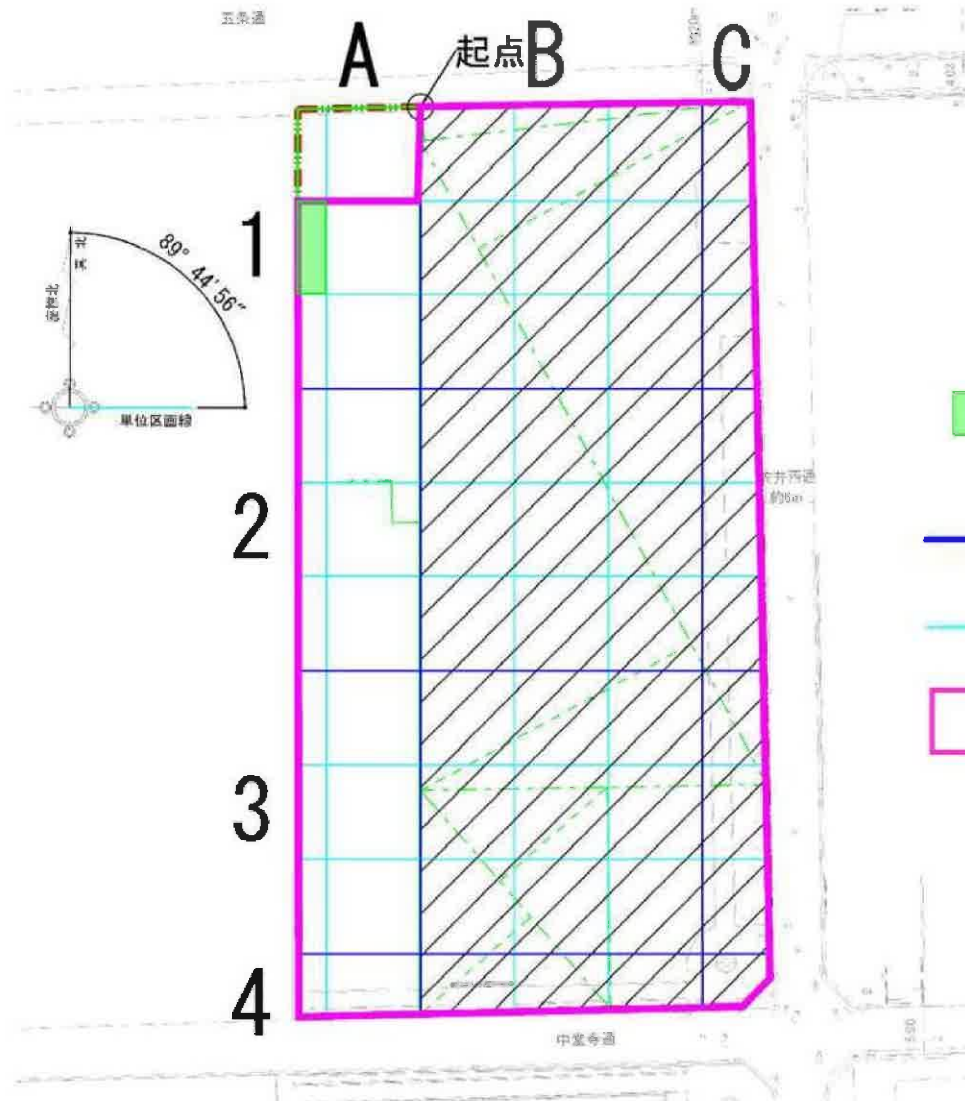
(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

要措置区域

(テトラクロロエチレン 土壤溶出量基準不適合)



凡例

- : 要措置区域
(テトラクロロエチレン 土壤溶出量基準超過)
- : 30m格子
- : 単位区画線
- : 調査対象地
(土地の形質の変更範囲)

